

## 令和5年度 大分県農地中間管理事業推進指針

### 大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

#### 1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が9年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業による集積面積は、累計で5,221ha、うち新規面積は2,246haとなった。

県、市町、農業委員会など関係機関との連携のもと、これまで制度の周知、利用促進に取り組んだ結果、令和4年度の集積面積は617ha、新規面積は223haとなり、集積面積では、年間目標700haに対し88.1%の達成率となった。

一方、昨年度も新型コロナウイルスの発生は終息の兆しが中々見通せない状況の中、感染対策を十分に考慮した上、徐々にではあるが各種会合や話合いの機会等が持たれ、機構駐在員の活動も活発化し始めた。

また、県では、「令和5年度大分県農地集積重点戦略指針」を策定し、既存の担い手はもとより、新規就農者及び参入企業など新たな担い手の確保を進め、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の更なる推進を図ることとしている。

さらに、国においては、昨年、農業経営基盤強化法が改正され令和7年3月までに「地域計画」を策定し、圃場ごとの担い手を明確にする「目標地図」の作成が法定化されることとなった。

これらは地域での話し合いの徹底をベースに、市町が主体に農業委員会がサポートしながら作成されることになる。

とりわけ中間管理機構としては、地域で担い手不足等が生じた場合、担い手となりうる人材情報の提供等を通じてその作成に協力していく。

「目標地図」により、担い手への集積・集約化の必要性が可視化されるようになることから、効率的な中間管理機構の利用促進が期待されると共に、今後増大する機構利用に迅速に対応できるよう、これまで以上に関係機関がワンチームとなって、機構を軸とした利用集積と集約化が推進される体制を整備、強化していく。

#### 2 農地中間管理事業による集積目標

令和5年度 農地中間管理機構活用面積 700ha (売買を含む)

#### 3 重点的取り組み事項

##### (1) 推進体制の強化と連携

新たに機構に「水土里情報システム」を導入する。これにより、農地集積のコントロール機能が発揮されるとともに、より一層効率的な農地集積を推進する。

企業参入や新規就農等が求める農地の確保に迅速に対処するため、求める農地のニーズを的確に把握することが必要である。そのためには、これまで以上に関係機関との情報共有の緊密化を図るとともに、機構駐在員の職務遂行能力の向上等に努める。

## (2) 人・農地プランから「地域計画・目標地図」の策定推進と支援へ

これまで策定、推進してきた人・農地プランから、より農地の集積・集約化に重点を置き、具体的な将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画と目標地図」の策定が法定化された。これを受け、農地集積・集約化のターゲットとなる担い手が明確になる。

また、これにより浮き彫りにされた「担い手不在エリア」に対する将来の在り方について、地域外の担い手の情報提供など関係機関と連携・協力し、その対策を検討する。

## (3) 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

これまでの人・農地プランの策定や基盤整備事業に取り組む地区、大規模園芸団地推進地区等を中心に設定された「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって、農地中間管理事業の推進を図る。

## (4) 遊休農地の活用促進

遊休農地の利用意向調査に基づき、機構の借受け条件を満たす農地については、機構がホームページで公表し、農業委員会の農地利用最適化活動等を通じて、出し手、受け手のマッチングを促進する。

また、近年キウイ等の果樹栽培に係る農地要望が高まっており、まとまった遊休農地の再整備での対応が喫緊の課題になっていることから、今後そのような土地を機構が借受け、簡易な整備により再生し、その活用を推進する。

## (5) 農地中間管理権の更新等への対応

農地中間管理事業の契約期間満了を迎える案件については、出し手、受け手に対する事前通知の徹底、未相続農地の利用権設定をより一層迅速化するため、農業委員会の探索、利用権設定のための知事裁定等の活用を推進することにより、契約更新を着実に進める。

また、農業経営基盤強化促進法等による相対契約からの利用権設定の移行を推進するとともに、相続未登記農地の機構利用を促す。

更に「口頭約束による農地賃貸」から機構契約への移行を促す。

## 4 県と連携して促進する農地集積に係る主な施策 ※県が精査中

\* ( ) 内は機構による集積目標面積

- |                                    |                   |
|------------------------------------|-------------------|
| ①「園芸産地づくり計画」に基づく園芸産地の育成            | 160.0ha (33.0ha)  |
| ②人・農地プランの策定の推進とプランの実現支援            |                   |
| ③基盤整備事業の活用による担い手への集積・集約            | 40.0ha (38.0ha)   |
| ④集落営農組織、新規就農者、企業参入等の担い手への集積        | 135.6ha (132.6ha) |
| ⑤利用権設定の契約更新、相続未登記農地等の機構利用促進        |                   |
| ⑥農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化による連携強化 |                   |